



大気汚染防止法の改正について

北海道アスベストセミナー

令和4年11月14日
環境省水・大気環境局大気環境課



- 1. 石綿（アスベスト）とは**
- 2. 大気汚染防止法及び政省令の改正等について**
- 3. アスベストに関する各種マニュアルの改正等について**
- 4. 今後の対応について**

石綿（アスベスト）とは

石綿（アスベスト）とは

- 石綿は天然に生成した極めて細かい鉱物繊維（髪の毛の1/5,000程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』や『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）として昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。他に摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途がある。
- 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和3年には1,635人となっており、約25年間で3倍以上に増加している。

クロシドライト（青石綿）



アモサイト（茶石綿）



クリソタイル（白石綿）



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

※このほかに、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

石綿（アスベスト）の使用状況



- 高度成長期を最需要期として、過去50年に輸入・生産された石綿は約1,000万tと推定されている。このうち、約800万tが建築材料として使用され、うち約700万tが石綿含有成形板等に使用されたと推定されている。
- 石綿の使用は、昭和50年から労働安全衛生法において石綿を5%を超えて含有する吹付作業を原則禁止している。以降、規制が順次強化され、平成18年以降、全面的に使用禁止となっている。

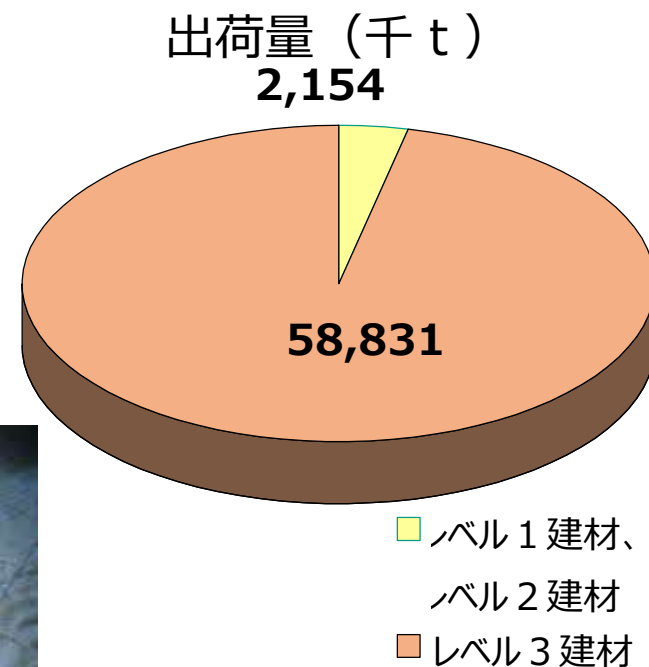
大気汚染防止法による解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の経過

- 平成8年 吹付け石綿が使用された建築物の一定規模以上の解体等工事に係る届出、作業基準の遵守等を義務付け
- 平成18年 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材の規制対象への追加、規制対象の解体等工事の規模要件を撤廃、特定建築材料が使用されている工作物の解体工事についても届出、作業基準の遵守等を義務付け
- 平成25年 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を受注者から発注者に変更、解体工事前の調査の実施・調査結果の説明、報告及び検査の対象拡大等、規制を強化
- 令和2年 全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化

石綿含有成形板等の出荷量等

- 過去50年に輸入・生産された石綿のうち、約8割が建築材料として使用され、その9割が石綿含有成形板等に使用されたと推定されている。
- 石綿含有建材の出荷量のうち、およそ96%が石綿含有成形板等である。
- 石綿含有成形板等は、屋根・外壁・内壁・天井・床等に広く利用されている。
- 石綿含有仕上塗材は、建築物の内外装仕上に幅広く用いられている左官材料である。

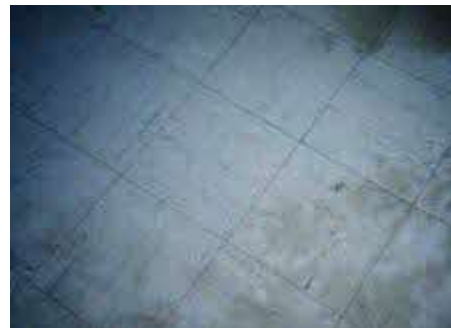
	輸入・生産された原石綿	建築材料として使用された原石綿	
		レベル3建材として使用された原石綿	レベル1建材、レベル2建材として使用された原石綿
原石綿量	約1,000万 t	約800万 t	約700万 t



屋根用スレート



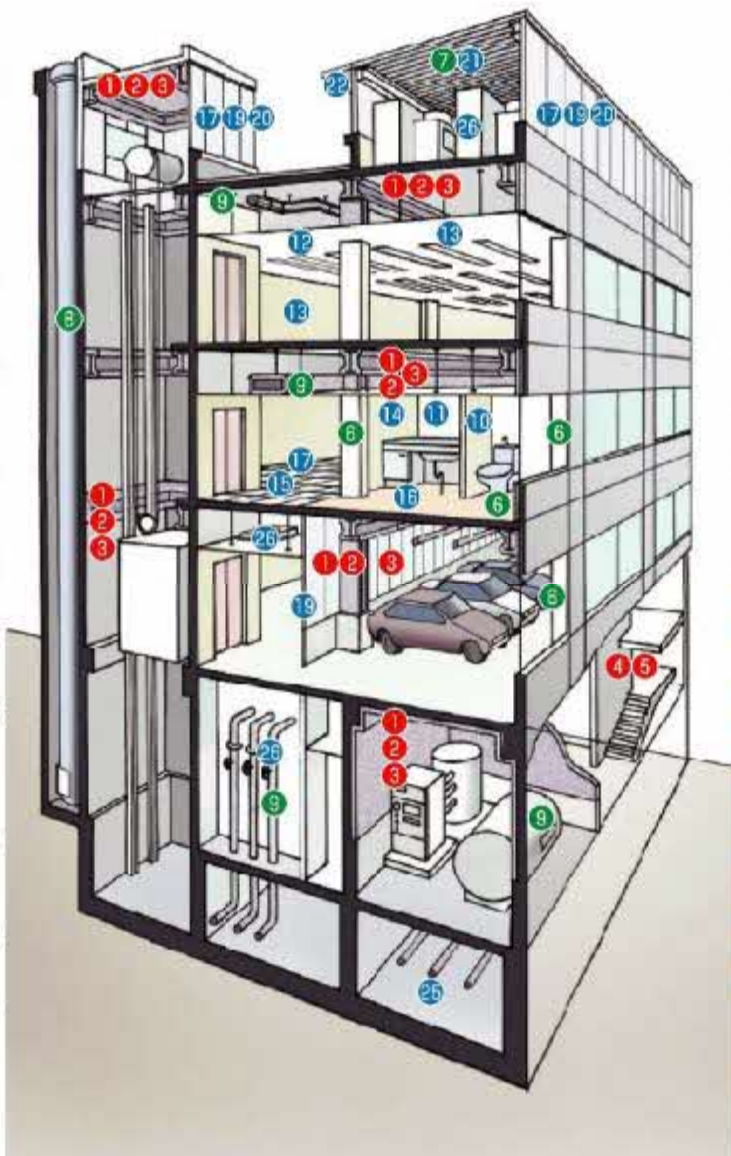
天井用スレート



床用タイル

アスベスト使用建材の使用部位例 (RC・S造)

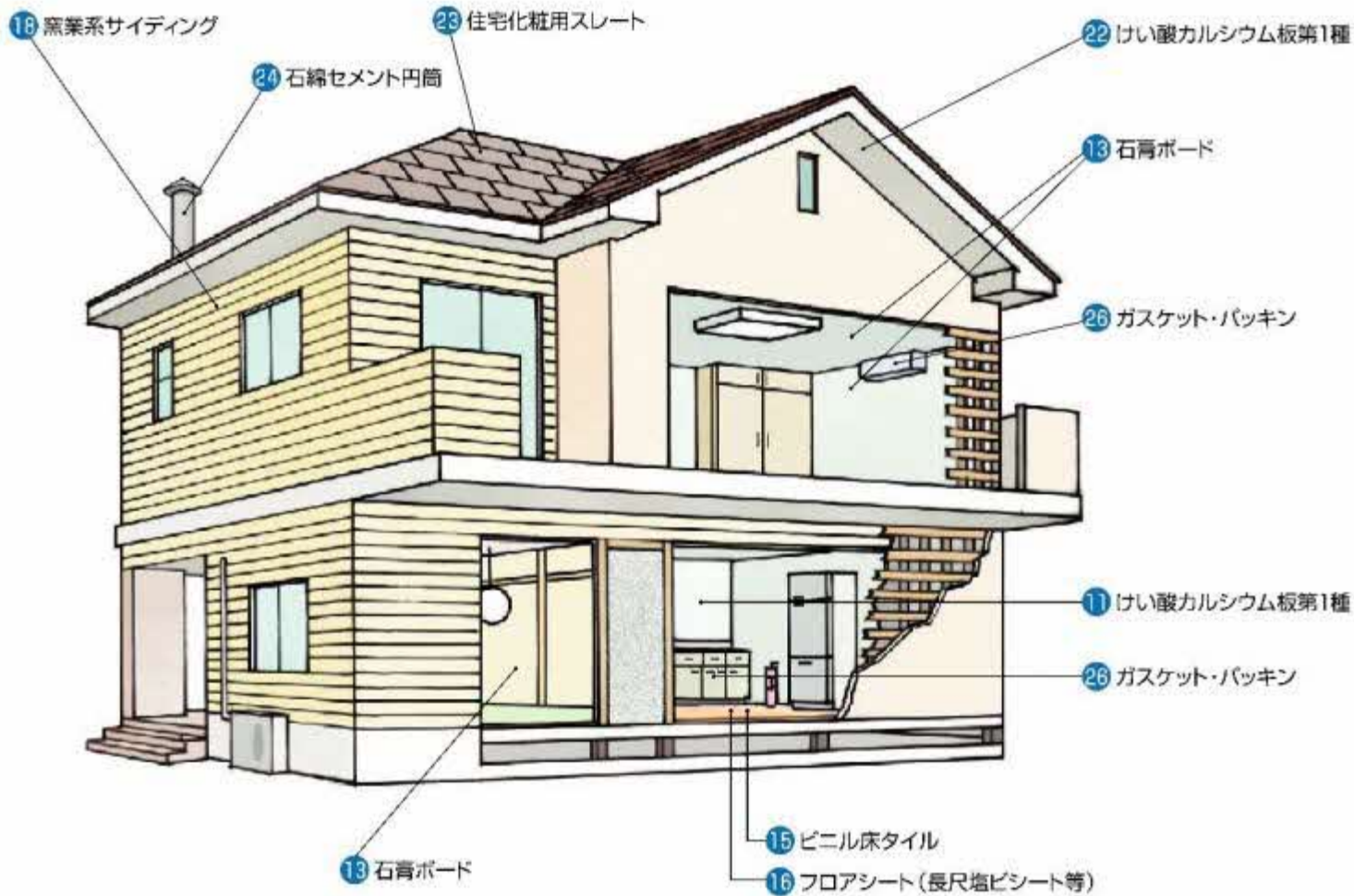
- 1 吹付け石綿……………P10
- 2 石綿含有吹付けロックウール (乾式・半湿式)……………P12
- 3 石綿含有吹付けロックウール (湿式)……………P13
- 4 石綿含有パーライト吹付け……………P14
- 5 石綿含有パーミキュライト吹付け (ひる石)……………P15
- 6 石綿含有けい酸カルシウム板第2種……………P16
- 7 屋根用折版石綿断熱材……………P17
- 8 煙突石綿断熱材……………P18
- 9 石綿・けいそう土・パーライト・石綿けい酸カルシウム等各種保温材……………P19
- 10 フレキシブルボード・大平板等……………P20
- 11 けい酸カルシウム板第1種……………P20
- 12 岩綿吸音板……………P21



- 13 石膏ボード……………P22
- 14 けい酸カルシウム板第1種……………P23
- 15 ビニル床タイル……………P24
- 16 フロアシート (長尺塩ビシート等)……………P26
- 17 押出成形品……………P27
- 18 窯業系サイディング……………P28
- 19 押出成形セメント板……………P29
- 20 フレキシブルボード・石綿セメント板……………P30
- 21 スレート波板……………P32
- 22 けい酸カルシウム板第1種……………P33
- 23 住宅化粧用スレート……………P34
- 24 石綿セメント円筒……………P35
- 25 耐火二層管……………P36
- 26 ガasket・パッキン……………P37



アスベスト使用建材の使用部位例（戸建て住宅）



住宅化粧用スレート



石膏ボード



窯業系サイディング



大気汚染防止法及び政省令の 改正等について

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第39号) (R2.6.5公布)

- 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

現 状 ・ 課 題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

- 一定規模以上等の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告

※環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化原則として電子による報告とし、制度開始時より運用。

- 調査方法を法定化

※ 調査を適切に行うために必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等

- 調査に関する記録の作成・保存の義務付け

レベル1・2あり

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

レベル1・2なし

解体等工事

- ・ 作業基準の遵守義務
- 作業基準適合命令等
- 命令違反への罰則

石綿含有建材の除去等作業

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

<課題3>

▼短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう

- 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設

- 下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

- 作業結果の発注者への報告の義務付け

- 作業記録の作成・保存の義務付け

※ 確認を適切に行うために必要な知識を有する者による作業終了の確認

改正後の解体等工事に係る規制概要

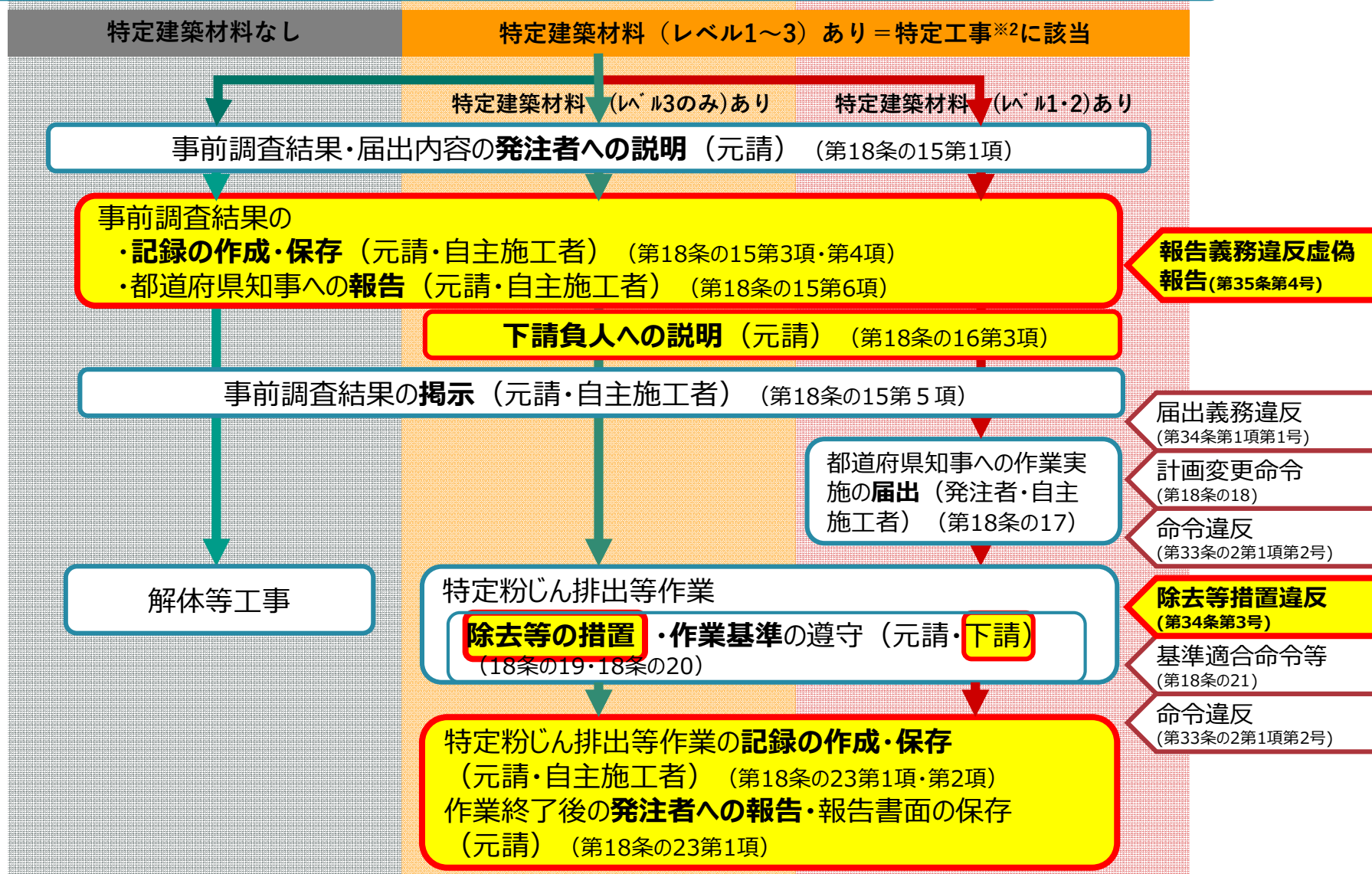


- ※ 1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※ 2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>
赤枠：改正後

事前調査（特定建築材料※1の使用有無の調査）（元請又は自主施工者）（第18条の15第1項・第4項）



- 特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、作業の方法に関する基準として、環境省令で定めるものとする。
(法第18条の14)

□ 特定建築材料

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（令第3条の3）

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- **石綿含有成形板等**※1
- **石綿含有仕上塗材**※2

※1 石綿含有成形板以外の板状ではない石綿含有建材が含まれる。（石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品等）

※2 吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトは、「吹付け石綿」に該当する。

旧大防法での扱い	届出、作業基準遵守等を義務付け		マニュアルで作業方法を明確化
レベルの分類※	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材	その他の石綿含有建材
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所 の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材	①ボイラ本体、配管等の保温材 ②建築物の柱、はり、壁等の耐火被覆材 ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート

※レベル1、2、3の区分は、建設業労働災害防止協会による区分であり、大気汚染防止法上の特定建築材料の定義との直接的な関連性はないが、同区分が一般的に広く認知されていることから、便宜的に用いている。

改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>
赤枠：改正後

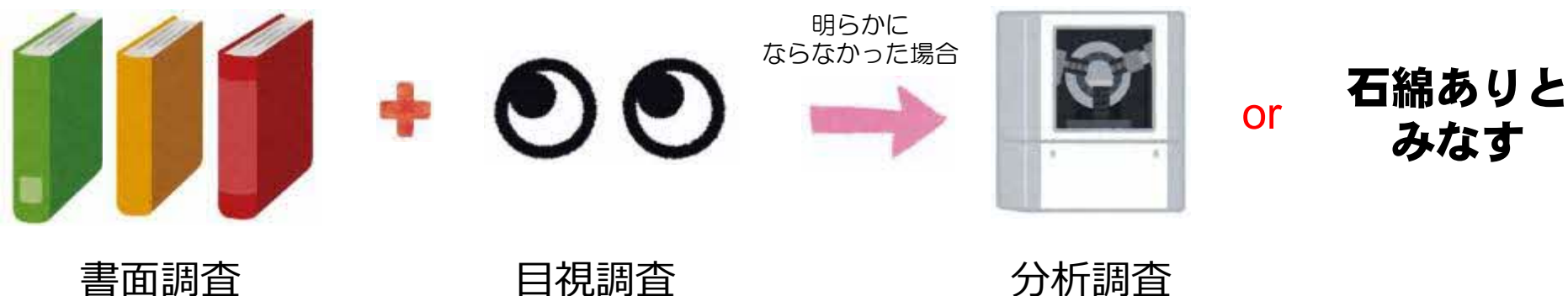
事前調査（特定建築材料※1の使用有無の調査）（元請又は自主施工者）（第18条の15第1項・第4項）



解体等工事に係る調査①

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。（法第18条の15第1項）

□ 事前調査の方法（規則第16条の5）



【令和2年11月30日施行通知】

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等は、解体等工事に該当しないため、事前調査も不要。
- 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。

解体等工事に係る調査②



□ 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者） （令和2年環境省告示第76号）

令和5年
10月1日
施行

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（特定・一般・一戸建て）
（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
 - 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。
* 施行日（令和5年10月1日）前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。
* 工作物に関する調査者については、現在検討中

□ 建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関一覧：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

■ 関東・甲信越エリア

東 京： 中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
公益社団法人 東京労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 東京支部
一般社団法人 東京技能講習協会

茨 城： 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
株式会社安全衛生推進会 茨城教育センター
建設業労働災害防止協会 茨城県支部

神奈川： 建設業労働災害防止協会 神奈川支部
公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会

栃 木： 建設業労働災害防止協会 栃木県支部

千 葉： 株式会社大佐和自動車教習所
建設業労働災害防止協会 千葉県支部

群 馬： 建設業労働災害防止協会 群馬県支部

埼 玉： 建設業労働災害防止協会 埼玉県支部
一般財団法人 江南クレーン教習所
株式会社 安全衛生推進会

山 梨： 建設業労働災害防止協会 山梨県支部

長 野： 建設業労働災害防止協会 長野県支部

■ 複数県エリア

一般財団法人 日本環境衛生センター〔全国（主要地域）〕
一般社団法人 環境科学対策センター〔全国（主要地域）〕
建設業労働災害防止協会〔全国〕

株式会社 安全教育センター
〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕

住建センター株式会社〔全国〕

一般社団法人 企業環境リスク解決機構〔全国〕

株式会社 建設業安全推進協会
〔北海道、東京、愛知、大阪、福岡〕

株式会社 ERIアカデミー〔全国〕

技術技能講習センター株式会社〔東京、神奈川、千葉〕

一般社団法人 日本ボイラ協会〔東京、広島、愛媛、熊本〕

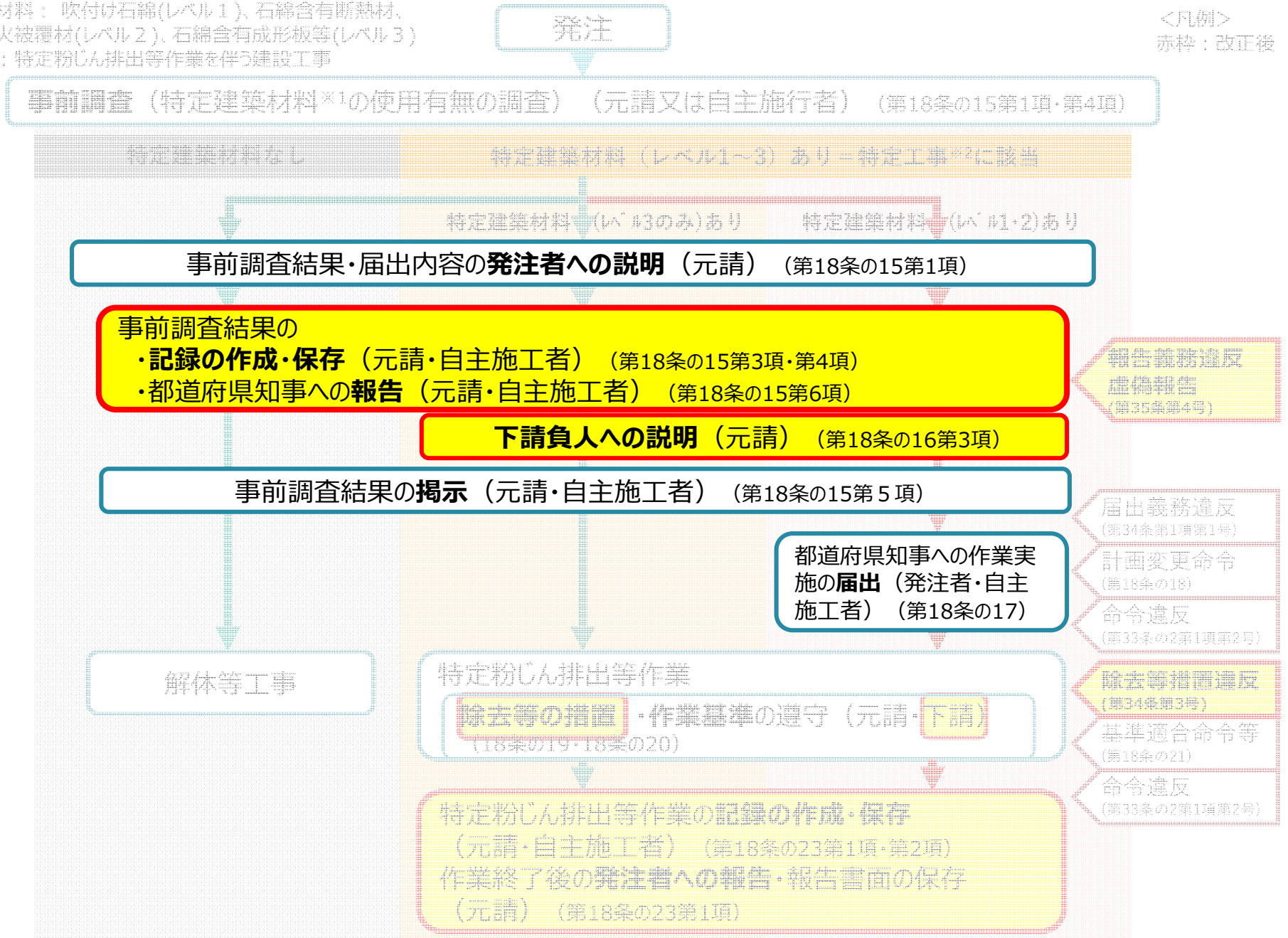
SAT株式会社〔東京、大阪〕

株式会社 那加クレーンセンター〔岐阜、東京、大阪、愛知〕

改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

<凡例>
赤枠：改正後



解体等工事に係る調査の記録及び説明等①

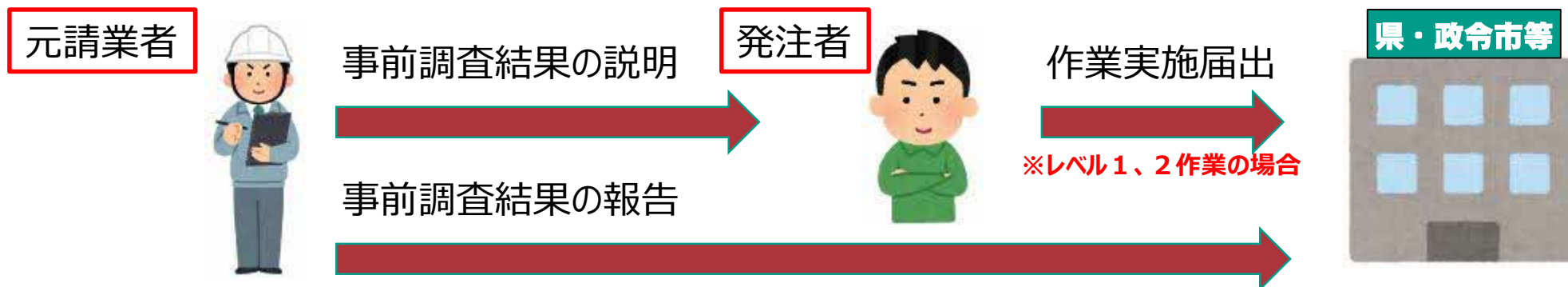
- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。
(法第18条の15第1項)
- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
(法第18条の15第3項)

□ 事前調査の記録等（規則第16条の8第1項）

- 元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
- 解体等工事が終了した日から3年間保存

□ 発注者への説明の書面の写し（規則第16条の8第2項）

- 解体等工事が終了した日から3年間保存



<様式例：解体等工事に係る事前調査結果説明書面> マニュアルP94



年 月 日

別紙1

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所
氏名（法人にあつては名称及びその代表者の氏名） 様

②元請業者 住所
氏名
（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）
電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)	
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積 <input type="text"/> m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数 <input type="text"/> 階
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年	
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> R C造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)) <input type="checkbox"/> その他工作物	
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 <input type="text"/> 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>))	
⑨調査を終了した年月日	年 月 日	
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)	
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無
	⑬破壊しないと調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所	
⑭設置予定年月日	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙 のとおり
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあつては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名（法人にあつては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年 月 日

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (<input type="text"/> m ²) 2 石綿を含有する保温材 (<input type="text"/> m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (<input type="text"/> m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (<input type="text"/> m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (<input type="text"/> m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (<input type="text"/> m ²) 詳細は別紙 のとおり	
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 閉い込み ・ 封じ込め ・ その他 (<input type="text"/>)	
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり	
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり	
⑧作業の指示	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

解体等工事に係る調査の記録及び説明等②

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
(法第18条の15第5項)

□ 事前調査結果等の掲示（規則第16条の9、第16条の10）

- 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ）
- 掲示内容：
 - ✓ 事前調査の結果
 - ✓ 解体等工事の元請業者の名称及び住所、法人の代表者氏名等
 - ✓ 調査終了年月日
 - ✓ 建築物等の部分における特定建築材料の種類 など

□ 作業方法等の掲示（規則第16条の4第2号：作業基準）

- 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ）
- 掲示内容：
 - ✓ 特定工事の発注者及び元請業者の名称及び住所、法人の代表者氏名等
 - ✓ 届出対象特定工事に該当する場合にあつては、届出年月日及び届出先
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
 - ✓ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 など

□ 現場への備え置き

- 解体等工事の施工期間中、現場にある事務所等に備え置き、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録を現場で確認可能な状態にする。

<掲示例：石綿含有吹付け材等の除去等作業を含む作業> マニュアルP115



建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	東京〇〇 労働基準監督署 東京 〇〇市 〇〇区	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇不動産(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査終了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 東京都〇〇区〇-〇
看板表示日	〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
調査方法の概要(調査箇所)		住所 東京都〇〇区〇-〇	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都〇〇区〇-〇	
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 03-x x x-x x x x 〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他	事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:東京都〇〇区〇〇-〇〇	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:埼玉県〇〇市〇〇-〇〇	
	排気能力(m ³ /min)	その他事項	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ・補修効率:99.97%・粒子径:0.3μm	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:〇〇〇〇・固化用薬液:〇〇〇〇 ・隔離用シート(厚さ:床〇mm、その他〇mm)・接着テープ等		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}		
備考:その他の条例等の届出年月日	〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱(令和〇〇年〇月〇日届出)		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

< 掲示例：石綿含有成形板等の除去等作業を含む作業（届出非対象） > マニュアルP116



建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 ^{注)}		
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。		
事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所		
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇〇〇開発(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 東京都〇〇区〇-〇
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
調査方法の概要(調査箇所)		住所 東京都〇〇区〇-〇
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 03-x x x-x x x x
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:東京都〇〇区〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:埼玉県〇〇市〇〇-〇〇
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去、その他	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:〇〇〇〇 ・剥離剤:〇〇〇〇 ・養生用シート(厚さ:〇mm) ・接着テープ 等	
備考:その他の条例等の届出年月日	その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱(令和〇〇年〇月〇日届出)		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所		
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	
解体等工事期間： 令和〇〇年 〇月 〇日 ~ 令和〇〇年 〇月 〇日		住所 東京都〇〇区〇-〇
調査方法の概要(調査箇所)		
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】 建築物全体(1階~3階)		
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名 〇〇〇〇 連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません) 【石綿含有なし】 〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~3階 床：ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井：岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁：スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③ ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が 2006年9月1日以降⑤		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 〇〇 〇〇 会員番号 〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：埼玉県〇〇市〇〇-〇〇
		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m²以上の建築物の解体工事、請負金額 100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

解体等工事に係る調査の記録及び説明等③

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
(法第18条の15第6項)

□ 報告の対象（規則第16条の11第1項）



解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)
※事前調査結果の報告対象工作物
(令和2年環境省告示第77号)

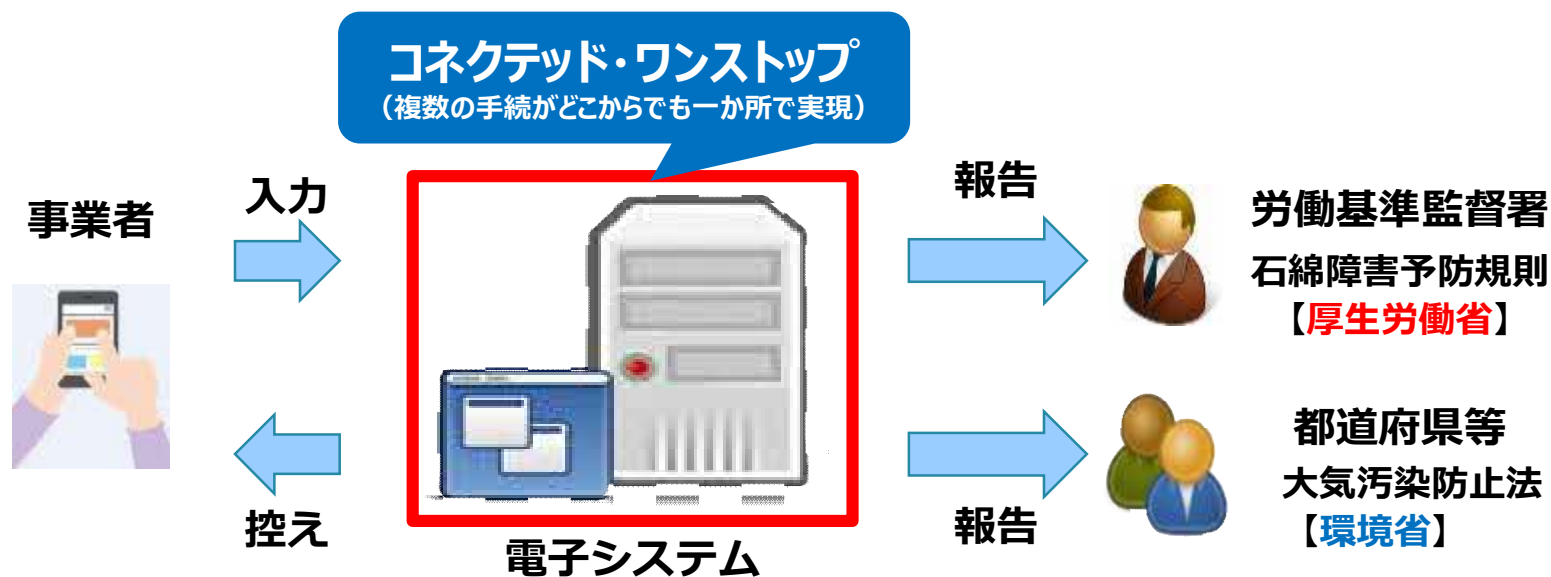
□ 報告の内容（規則第16条の11第2項）

- 都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など

□ 報告の方法（規則第16条の11第4項）

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

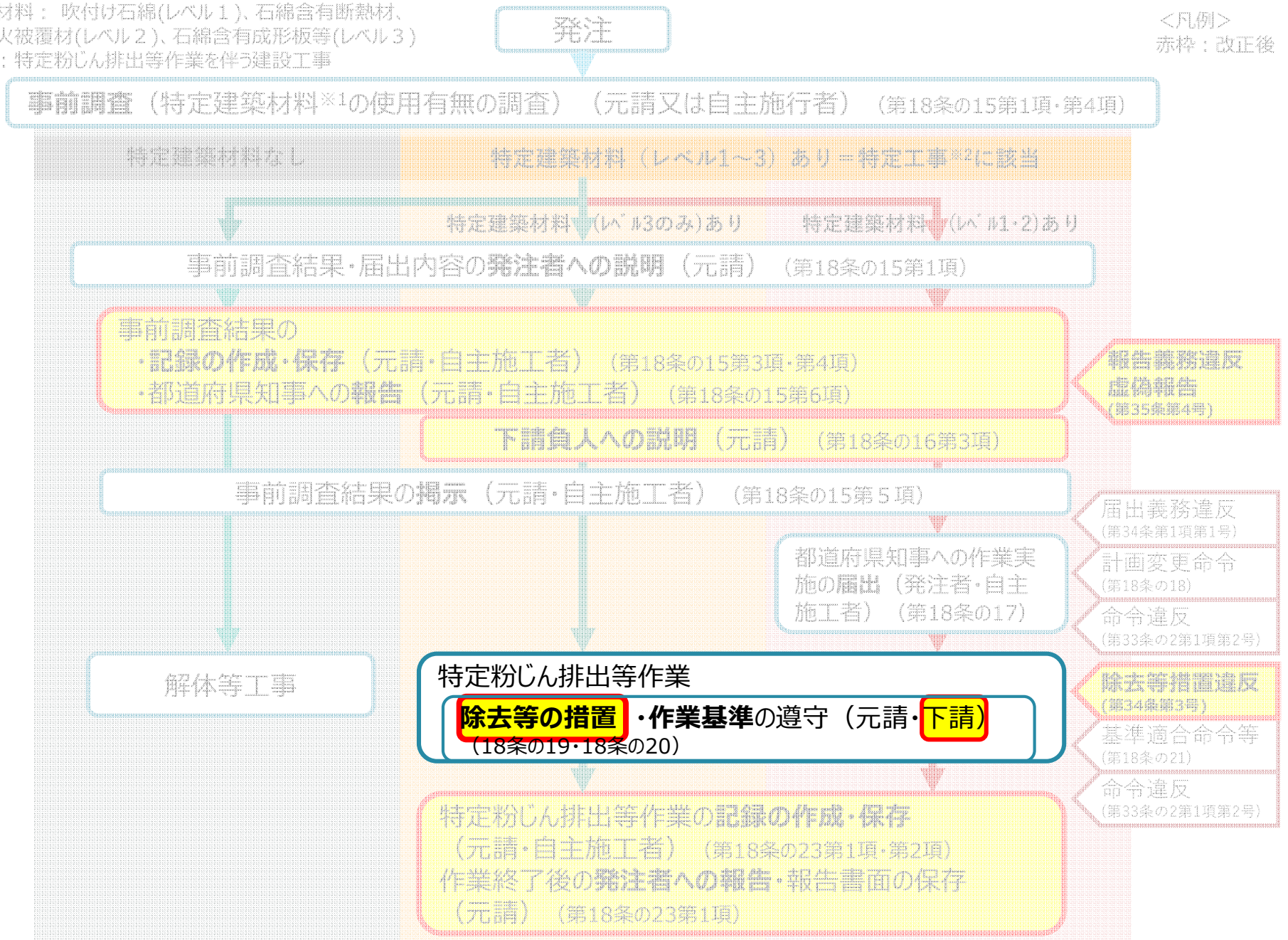
* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うこともできる。
(例) 災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

<凡例>
赤枠：改正後



特定粉じん排出等作業の作業基準①



- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。
(法第18条の14)

□ 作業計画（規則第16条の4第1項）

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※レベル3建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

特定粉じん排出等作業の作業基準②



□ 作業中の記録（規則第16条の4第3項）

- ✓ 負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存

□ 作業が適切に行われていることの確認（規則第16条の4第4項）

- ✓ 元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認する

□ 作業が完了したことの確認（規則第16条の4第5項）

- ✓ 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせる
 - ※ 作業が完了したことの確認
 - 除去：特定建築材料の取り残しがないこと
 - 囲い込み等：囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないこと
 - ※ 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者
建築物石綿含有建材調査者や石綿作業主任者

特定粉じん排出等作業の作業基準③

石綿含有成形板等について作業基準を新設（規則第16条の4第6号）

①石綿含有成形板等（規則別表第7：4の項）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（八に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※2すること。

(2) 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



原形のまま取り外し



散水による湿潤化



養生内で湿潤化後、手作業で除去

特定粉じん排出等作業の作業基準④



②石綿含有仕上塗材（規則別表第7：3の項）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化^{※1}すること。（口の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ **電気グラインダーその他の電動工具**を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生^{※2}すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化^{※1}すること。

ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、口の規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

ロ 湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置（マニュアルP207）

十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する工法については、湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置と判断しうる工法と考えられる。十分な集じん機能を有することを判断するための要件は以下が挙げられる。

- ✓ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
 - ✓ 集じん装置はHEPAフィルターを有し、集じんだした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
 - ✓ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中における作業場所の総繊維濃度が、作業環境の石綿管理濃度である0.15本/cm³（150本/リットル）を下回ることが示されていること
- 事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ（製品カタログ、実験データ等）等を整理し、そのデータ等の記録を作業中保持するとともに作業終了後は除去作業の記録として3年間保存しておく必要がある。

特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料の除去等の方法①

特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料
→吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル1・2建材）

- 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事において、政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次のいずれかに掲げる措置（二に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。）をそのそれぞれに定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次のいずれかに掲げる措置をそのそれぞれに定める方法により、行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。（法第18条の19）



そのまま取り外す方法



セキリフィルム



隔離養生



集じん・排気装置



グローブバッグ工法

隔離 + 集じん・排気装置を使用する方法

隔離 + 集じん・排気装置を使用する方法に準じる方法



封じ込め又は囲い込み

画像出典：国交省HP

特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料の除去等の方法②



- 一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法
 - イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法
 - ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法
 - ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法
- 二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理
当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの（法第18条の19続き）

□ 集じん・排気装置（規則第16条の13）

- ✓ 新法第18条の19第1号ロの環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたものとする。

□ 被覆又は固着する方法（規則第16条の15）

- ✓ 法第18条の19第2号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込めを行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第16条の13に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。

特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認①

- ◆ 都道府県等においては、条例により特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定を施工者に義務付けている場合があるほか、立入検査時に都道府県等が測定を行う場合もあるところ、都道府県等による測定では、集じん・排気装置の不適切な管理、作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動等、作業基準の遵守の不徹底による石綿の飛散が明らかになった事例が散見される。
- ◆ そのため、集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきである。
(中央環境審議会答申「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」)

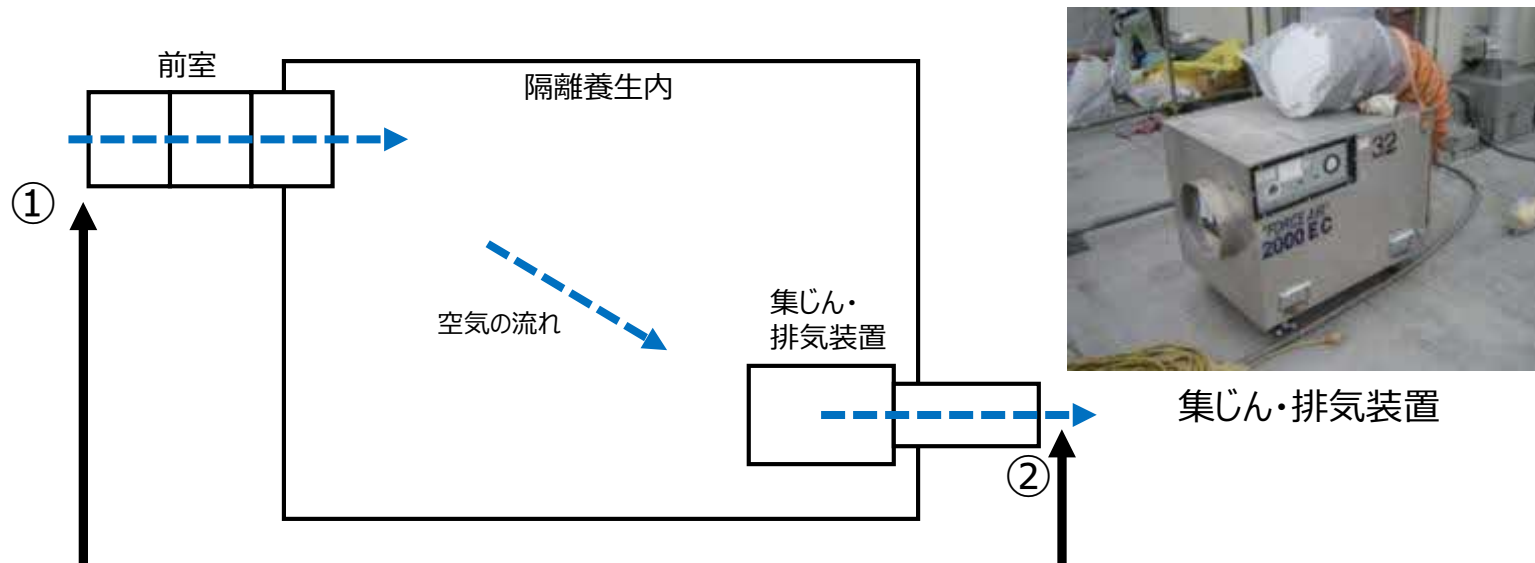
□ 負圧の状況の確認（規則別表第7：1の項）

- 二 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 * 定期的に行われる数時間毎の休憩時や作業の中断時、当日の作業終了時など

□ 集じん・排気装置の正常な稼働の確認（規則別表第7：1の項）

- へ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認②



- ① 集じん・排気装置稼働前に10分間程度測定し、稼働前の粉じん濃度 (= 初期濃度) を記録する。
- ② 集じん・排気装置を稼働させ、10分間程度測定し、稼働後の粉じん濃度 (= 漏えい監視用基準濃度) を記録する。この値は①よりも小さくなる。
- ③ スモークテスター等を用い、集じん・排気装置から漏えいがないことを確認する。漏えいがあった場合、②から著しく大きな値となる。
- ④ 除去作業開始直後に粉じん濃度を測定し、漏えいがないことを確認する。漏えいがあった場合、②から著しく大きな値となる。
- ⑤ 粉じん濃度を定期的に確認する。漏えいがあった場合、②から著しく大きな値となる。



①前室が負圧に保たれていることの確認方法の例
(スモークテスターによる気流の確認)



②集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認方法の例
(デジタル粉じん計による確認)

- 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。 (法第18条の20)
- 特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。 (法第18条の22)
- 特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならない。 (法第18条の16第3項)

- 下請負人への説明事項 (規則第16条の12)
工程の概要、作業の種類、実施期間、
特定建築材料の種類及び使用箇所 など

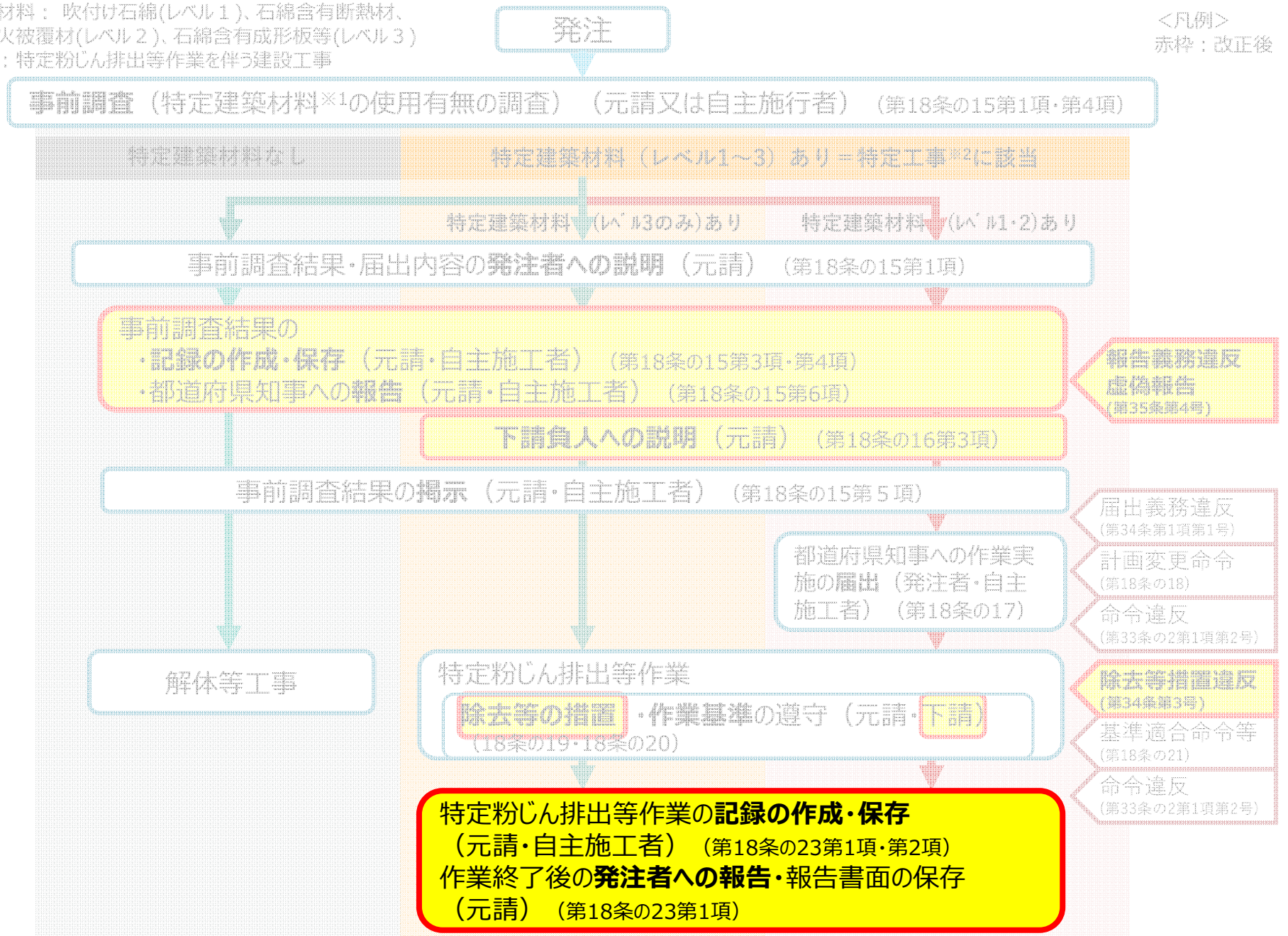


- 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。 (法第18条の21)

改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

<凡例>
赤枠：改正後



特定粉じん排出等作業の結果の報告等



- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。
(法第18条の23第1項)

□ 結果の報告（規則第16条の16第1項）

- ✓ 作業完了年月日
- ✓ 作業の実施状況の概要
- ✓ 作業完了確認を行った者

□ 作業に関する記録（規則第16条の16第2項）

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 作業完了年月日、作業の実施状況の概要、作業完了確認を行った者 など

特定工事が終了した日から3年間保存

<報告及び検査の対象の追加> (法第26条第1項)

- 環境大臣又は都道府県知事による報告徴収の対象に下請負人を、立入検査の対象に解体等工事の元請業者、自主施工者又は下請負人の営業所、事務所その他の事業場を加える。

<罰則の追加> (法第34条第3号、第35条第4号)

- 事前調査の結果の報告義務違反：30万円以下の罰金
- 除去等の措置の実施義務違反：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- (参考) 作業基準適合命令等違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

<施行期日等> (法附則第1条、第5条)

- この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、事前調査結果の報告に関する規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - 施行日：令和3年4月1日 (事前調査結果の報告：令和4年4月1日)
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

大気汚染防止法の改正事項と施行日



規制内容		令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月	
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		改正大気汚染防止法の公布	周知	令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化		周知	令和3年4月施行		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、調査者の育成			令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存		周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き		周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備		令和4年4月施行	
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認			周知	令和3年4月施行		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認		周知	令和3年4月施行		
	作業の記録		周知	令和3年4月施行		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存		周知	令和3年4月施行		
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知	令和3年4月施行			
直接罰の適用		周知	令和3年4月施行			
罰則の対象の拡大		周知	令和3年4月施行			

アスベストに関する各種マニュアルの 改正等について

アスベストに関する各種マニュアルの改訂等経過

							R2法改正	
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	H18.3 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）				H25.3 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）		R3.3 統合マニュアル	
建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン					H29.4	R4.3 改訂版		
アスベストモニタリングマニュアル	S60.3	H5.12 改訂版	H19.5 第3版	H22.6 第4版	H29.7 第4.1版	R4.3 第4.2版		
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル			H19.8		H29.9 改訂版	R4年度 改訂予定		

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に係る技術的事項についてまとめた資料

- 環境省（大気汚染防止法） ⇒「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」
- 厚生労働省（石綿障害予防規則） ⇒「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」



令和2年の両法令改正を受けて、環境省と厚労省が連携して統合したマニュアルを作成
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

【改正概要】

- (1)大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の改正で新たに加わった規制について追記
- (2)技術的知見を追記
- (3)石綿則に基づくマニュアルとの統合により、労働者の保護に関する事項を追記



グローブバック工法



スレートの除去



集じん回収（高性能真空掃除機）



呼吸用保護具

- 平成29年4月にリスクコミュニケーションの目的、手順、準備、実施上の留意事項などを内容とする「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」を作成
- 令和2年の法改正及び参議院附帯決議を受け、法改正の反映や最新のリスクコミュニケーション事例、自治体の周知範囲の事例等を拡充するなど、有識者と自治体の職員で構成する検討会で議論し、令和4年3月に改訂

リスクコミュニケーションガイドライン（改訂版）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/rc_guideline/index.html

アスベストモニタリングマニュアル

- 環境大気中のアスベスト濃度を測定する上の技術的指針として、昭和60年3月に作成し、これまで平成5年12月、平成19年5月、平成22年6月、平成29年7月に改訂
- 令和2年の法改正を踏まえ、最新の情報により、解体現場等での漏えい監視等に運用可能な測定方法や測定機器の現場での使用の効果等を検証するとともに、災害時におけるアスベストモニタリング方法について追記するために、専門家等から構成される検討会で議論し、令和4年3月に改訂

アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu.html

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル



- 平成19年8月に災害時の被災建築物等の解体・補修や廃棄物の処理等における石綿飛散防止対策に係るマニュアルを作成
- その後、東日本大震災や平成28年熊本地震が発生したことから、その経験を踏まえ、平成29年9月にマニュアルを改訂し、その概要版も作成
https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html
- 令和2年度の大防法改正で、災害対応に係る国・自治体の施策として、建築物等の所有者等が平常時から石綿含有建材が使用されているか否かを把握するための後押しをする規定※が新たに盛り込まれたことを踏まえ、令和2年度は沖縄県及び千葉県松戸市、令和3年度は神奈川県を対象に「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施
- モデル事業の成果等を踏まえ、令和4年度にマニュアルを改訂予定

※【参考】改正大気汚染防止法

法第18条の24（国の施策）

- 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

法第18条の25（地方公共団体の施策）

- 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

【主な改正のポイント】

- 石綿含有廃棄物の排出現場の用具又は器具について
 - 石綿の除去等を行う現場の用具又は器具で、石綿が付着しているおそれのあるものの扱いについては、基本的に除去等をされる建材の区分に合わせて、廃棄物の区分も適用する。
- 石綿含有廃棄物の混合廃棄物の考え方について
 - 石綿含有廃棄物は、「石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」と定義されているところ、その重量%は除去前の建材における含有濃度で判断するものであり、一体で除去された母材若しくは付着した用具又は器具と併せた全体の重量で算出することは適切でない。
- 塗材の廃棄物の汚泥への該当性について
 - 石綿含有廃棄物は、これまで主に「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」に該当していたところ、塗材の廃棄物は除去工法によっては「汚泥」に該当する可能性がある。なお、汚泥に該当した場合は、石綿含有廃棄物であっても、安定型最終処分場には埋め立てることはできない。
- 最終処分業者の受入れにおける最大径の制限について
 - 最終処分業者が受け入れる石綿含有廃棄物の最大径に上限を設けることは、解体等工事や埋立処分に至るまでの保管・処理において石綿の飛散を生じさせる原因となる可能性があるため、極力控えることが望ましい。

今後の対応について

建築物石綿含有建材調査者の育成等



- 建築物については、令和5年10月から有資格者による事前調査の実施が施行される。計画的な建築物石綿含有建材調査者等の育成が必要

○ 講習登録機関 <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

■ 関東・甲信越エリア

東京：中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター 千葉：株式会社大佐和自動車教習所
公益社団法人 東京労働基準協会連合会 建設業労働災害防止協会 千葉県支部
建設業労働災害防止協会 東京支部 群馬：建設業労働災害防止協会 群馬県支部
一般社団法人 東京技能講習協会 埼玉：建設業労働災害防止協会 埼玉県支部
茨城：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会 株式会社安全衛生推進会 茨城教育センター
株式会社安全衛生推進会 建設業労働災害防止協会 茨城県支部
神奈川：建設業労働災害防止協会 神奈川支部
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
栃木：建設業労働災害防止協会 栃木県支部

■ 複数県エリア

一般財団法人 日本環境衛生センター〔全国（主要地域）〕
一般社団法人 環境科学対策センター〔全国（主要地域）〕
建設業労働災害防止協会〔全国〕
株式会社 安全教育センター
〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕
住建センター株式会社〔全国〕
一般社団法人 企業環境リスク解決機構〔全国〕
株式会社 建設業安全推進協会
〔北海道、東京、愛知、大阪、福岡〕
株式会社 ERIアカデミー〔全国〕
技術技能講習センター株式会社〔東京、神奈川、千葉〕
一般社団法人 日本ボイラ協会〔東京、広島、愛媛、熊本〕
SAT株式会社〔東京、大阪〕
株式会社 那加クレーンセンター〔岐阜、東京、大阪、愛知〕

□ 工作物については、石綿事前調査者の要件の検討等が行われているところ

（厚生労働省 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会・工作物に関するワーキンググループ）



建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります



Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？

A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。



【石綿含有建材の使用事例】



出典：目で見えるアスベスト（第2版）
平成20年3月国土文通省

YouTubeでの講習・研修動画配信

チラシ等での周知



環境省水・大気環境局大気環境課

TEL : 03-5521-8293

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp